

【 検 査 】**4 5 4 特異的 I g E 半定量・定量（アレルギー性気管支炎等）の算定について**

《令和 7 年 2 月 2 8 日》

○ 取扱い

- ① アレルギー性気管支炎に対する D015「13」特異的 I g E 半定量・定量の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対する D015「13」特異的 I g E 半定量・定量の算定は、原則として認められない。
 - (1) アレルギー性接触皮膚炎（疑い含む。）
 - (2) アレルギー疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

アレルギーは、関係する因子やその作用機序により I 型から IV 型に分類されており、アレルギーの型により検査方法が異なる。

I g E は I 型（即時型）アレルギーに関与する免疫グロブリンであり、特異的 I g E 半定量・定量は特定アレルゲンに対する I g E 抗体を個別に測定しアレルゲンを同定する検査である。

アレルギー性気管支炎は、アレルギー反応により気管支に過敏反応が生じる疾患であり、I C D 1 0（国際疾病分類第 10 版）において「J45 喘息」に分類されている I g E が関与する I 型（即時型）アレルギー性疾患である。

一方、アレルギー性接触性皮膚炎は、アレルギー原因物質（アレルゲン）の皮膚接触により発生する IV 型（遅延型）アレルギーであり、I g E の関与はなく、診断には皮内反応検査（パッチテスト）が実施される。また、前述のとおり、本検査は特定アレルゲンに対して I g E 抗体を個別に測定しアレルギーを同定するものであり、単にアレルギー疑いで I g E の関与を確認することなく特異的 I g E 検査をすることは不適切である。

以上のことから、上記①の傷病名に対する D015「13」特異的 I g E 半定量・定量の算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。